

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

訓 令	ページ
○京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令	(医療課) 657
告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(地域福祉推進課) 658
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更	() 〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	() 〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止	() 〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止	() 659
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	() 〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	() 〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定	() 〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更	() 660

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	(地域福祉推進課) 660
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止	() 〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の休止	() 661
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定	() 〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止	() 〃
○保安林の指定解除予定の通知	(中丹広域振興局) 〃
○落札者の決定	(流域下水道事務所) 662
○随意契約の相手方の決定	() 665
公 告	
○国土調査の成果の認証	(用地課) 〃
○建築士の免許の取消し	(建築指導課) 666

正 誤

○令和元年6月7日付け京都府公報第10号中 〃

訓 令

京都府訓令第15号

本 庁
地方機関

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

京都府地方機関処務規程(昭和30年京都府訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ(ア)中「第46条の5第6項」を「第46条の5第6項ただし書」に改め、同号ウ(イ)中「第46条の6第1項」を「第46条の6第1項ただし書」に改め、同号ウ(エ)中「医療法人の」を削り、同号ウ(カ)中「及び第5条

の13、「医療法人の」及び「の変更」を削り、同号ウ中(カ)を(ク)とし、(オ)を(カ)とし、その次に次のように加える。

(キ) 医療法第69条の2第2項の規定による経営情報報告の受理

第3条第3号ウ(ニ)の次に次のように加える。

(オ) 医療法第54条の9第5項の規定による定款及び寄付行為の変更の届出の受理

第3条第3号ウに次のように加える。

(ケ) 医療法施行令第5条の13の規定による役員の変更の届出の受理

附 則

この訓令は、令和5年9月26日から施行する。

告 示

京都府告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
医療法人やえクリニック	宇治市神明宮東14の1	医療法人やえクリニック	令 5. 8. 1
医療法人ひわたし耳鼻咽喉科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村39の1	医療法人ひわたし耳鼻咽喉科クリニック	〃
ことのは薬局みやざき	〃 宮前町宮川西垣内23	株式会社LEAPH	5. 9. 1
医療法人大原クリニック	城陽市寺田今堀152の38	医療法人大原クリニック	5. 8. 1
医療法人彩友会しおたに眼科	京田辺市河原御影30の52	医療法人彩友会	〃

京都府告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人相幸会かどさか内科クリニック	宇治市平尾台4丁目3の2	新 医療法人相幸会かどさか内科クリニック	令 5. 7. 25
旧 医療法人かどさか内科クリニック		旧 医療法人かどさか内科クリニック	
新 医療法人宝寿会山本おうばく駅前内科クリニック	〃 五ヶ庄新開11の29・18	医療法人宝寿会	5. 5. 1
旧 医療法人宝寿会藤井おうばく駅前内科クリニック			

京都府告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
広田医院	宇治市伊勢田町中山60の1	廣田 勝彦	令 5. 8. 12
やえクリニック	〃 神明宮東14の1 宇治神明ビル1F	中嶋 弥恵	5. 7. 31
大原クリニック	城陽市寺田今堀152の38	大原 亮	〃
かなおか歯科医院	長岡京市滝ノ町1丁目5の8	金（金岡）英振	5. 6. 30
しおたに眼科	京田辺市河原御影30の52	塩谷 易之	5. 7. 31

京都府告示第476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の名称	所在地	開設者名	休 止 年月日
内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の20	内藤 春生	令 5. 8. 1



京都府告示第477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	休 止 年月日
内藤 春生	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の20	令 5. 8. 1



京都府告示第478号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
西川 明良	にしかわ鍼灸 接骨院	八幡市男山長沢6の2	令 5. 8. 8

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
熊本 翔太	桂東洋鍼灸整 骨院	京都市西京区下津林南大 般若町88 アルテハイム 桂1F	令 5. 8. 1
大下 拓翔	亀岡わだち整 骨院	亀岡市篠町野条上又11の 1 アル・プラザ1F	〃
大塚 将也	花園わだち鍼 灸院	東大阪市花園本町1の6 の11	〃



京都府告示第480号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第479号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
医療法人やえクリニック	宇治市神明宮東14の1	医療法人やえクリニック	令 5. 8. 1
医療法人ひわたし耳鼻咽喉科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村39の1	医療法人ひわたし耳鼻咽喉科クリニック	〃
ことのは薬局みやざき	〃 宮前町宮川西垣内23	株式会社LEAPH	5. 9. 1
医療法人大原クリニック	城陽市寺田今堀152の38	医療法人大原クリニック	5. 8. 1
医療法人彩友会しおたに眼科	京田辺市河原御影30の52	医療法人彩友会	〃

京都府告示第481号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
新 医療法人相幸会かどさか内科クリニック	宇治市平尾台4丁目3の2	新 医療法人相幸会かどさか内科クリニック	令 5. 7. 25
旧 医療法人かどさか内科クリニック		旧 医療法人かどさか内科クリニック	
新 医療法人宝寿会山本おうばく駅前内科クリニック	〃 五ヶ庄新開11の29・18	医療法人宝寿会	5. 5. 1
旧 医療法人宝寿会藤井おうばく駅前内科クリニック			

京都府告示第482号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
広田医院	宇治市伊勢田町中山60の1	廣田 勝彦	令 5. 8. 12
やえクリニック	〃 神明宮東14の1 宇治神明ビル1F	中嶋 弥恵	5. 7. 31
大原クリニック	城陽市寺田今堀152の38	大原 亮	〃
かなおか歯科医院	長岡京市滝ノ町1丁目5の8	金（金岡） 英振	5. 6. 30
しおたに眼科	京田辺市河原御影30の52	塩谷 易之	5. 7. 31

京都府告示第483号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	休 止 年月日
内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の20	内藤 春生	令 5. 8. 1

京都府告示第484号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	休 止 年月日
内藤 春生	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁目1の 20	令 5. 8. 1



京都府告示第485号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
西川 明良	にしかわ鍼灸 接骨院	八幡市男山長沢6の2	令 5. 8. 8



京都府告示第486号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
熊本 翔太	桂東洋鍼灸整 骨院	京都市西京区下津林南大 般若町88 アルテハイム 桂1F	令 5. 8. 1
大下 拓翔	亀岡わだち整 骨院	亀岡市篠町野条上又11の 1 アル・プラザ1F	〃
大塚 将也	花園わだち鍼 灸院	東大阪市花園本町1の6 の11	〃



京都府告示第487号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
舞鶴市字野原小字山田10022の1・10022の5・10022の6・10022の11（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を京都市中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第488号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））（予定数量1,000トン）
 （処分 流5洛西第13号のA-3、収集運搬 流5洛西第12-01号のB-3）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 京都府流域下水道事務所総務課
 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 落札決定日
 令和5年7月19日
- (4) 落札者の名称及び所在地
 UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業部環境リサイクル部
 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
 日本通運株式会社京都支店
 京都市下京区東塩小路高倉町2番1
 日本貨物鉄道株式会社関西支社
 大阪市北区芝田二丁目4番24号
 萩森物流株式会社
 宇部市大字東須恵ろ一・3926の5
- (5) 落札金額
 31,218,000円
- (6) 契約の方法
 一般競争入札
- (7) 入札公告日
 令和5年6月2日
- 2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量5,000トン）
 （処分 流5洛南第13号のA-3、収集運搬 流5洛南第12-01号のB-3）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 京都府流域下水道事務所総務課
 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 落札決定日
 令和5年7月19日
- (4) 落札者の名称及び所在地

- UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業部環境リサイクル部
 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
 日本通運株式会社京都支店
 京都市下京区東塩小路高倉町2番1
 日本貨物鉄道株式会社関西支社
 大阪市北区芝田二丁目4番24号
 萩森物流株式会社
 宇部市大字東須恵ろ一・3926の5
- (5) 落札金額
 156,090,000円
- (6) 契約の方法
 一般競争入札
- (7) 入札公告日
 令和5年6月2日
- 3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2）（予定数量3,000トン）
 （処分 流5洛南第13号のA-4、収集運搬 流5洛南第12-01号のB-4）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 京都府流域下水道事務所総務課
 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 落札決定日
 令和5年7月19日
- (4) 落札者の名称及び所在地
 太平洋セメント株式会社関西四国支店
 大阪市中央区備後町四丁目1番3号
 株式会社カンポ
 京都市伏見区羽束師古川町233番地
- (5) 落札金額
 73,590,000円
- (6) 契約の方法
 一般競争入札
- (7) 入札公告日
 令和5年6月2日
- 4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その3）（予定数量500トン）
 （処分 流5洛南第13号のA-5、収集運搬 流5洛南第12-01号のB-5）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 京都府流域下水道事務所総務課
 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 落札決定日
 令和5年7月19日
- (4) 落札者の名称及び所在地
 住友大阪セメント株式会社
 東京都港区東新橋一丁目9番2号

<p>西播通運株式会社 相生市汐見台15番地の1 高窯運輸株式会社 須崎市押岡123番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 11,935,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>5(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その1）（予定数量1,200トン） （処分 流5 洛南第13号のA-8、収集運搬 流5 洛南第12-01号のB-8）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業部環境リサイクル部 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 日本通運株式会社京都支店 京都市下京区東塩小路高倉町2番1 日本貨物鉄道株式会社関西支社 大阪市北区芝田二丁目4番24号 萩森物流株式会社 宇部市大字東須恵一・3926の5</p> <p>(5) 落札金額 48,523,200円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>6(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その2）（予定数量800トン） （処分 流5 洛南第13号のA-9、収集運搬 流5 洛南第12-01号のB-9）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地</p>	<p>関西クリアセンター株式会社 堺市西区築港新町三丁目27番地17 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 33,880,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>7(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その3）（予定数量500トン） （処分 流5 洛南第13号のA-10、収集運搬 流5 洛南第12-01号のB-10）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉6341番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 19,800,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>8(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量1,000トン） （処分 流5 宮津第13号のA-3、収集運搬 流5 宮津第12-01号のB-3）</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉2号6番地1 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 31,350,000円</p> <p>(6) 契約の方法</p>
--	--

<p>一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>9(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その2) (予定数量700トン) (処分 流5宮津第13号のA-4、収集運搬 流5宮津第12-01号のB-4)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目1番3号 株式会社カンボ 京都市伏見区羽束師古川町233番地</p> <p>(5) 落札金額 24,101,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>10(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その1)(予定数量2,300トン) (処分 流5上流第13号のA-3、収集運搬 流5上流第12-01号のB-3)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉6341番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 51,865,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>11(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その2)(予定数量500トン)</p>	<p>(処分 流5上流第13号のA-4、収集運搬 流5上流第12-01号のB-4)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号 西播通運株式会社 相生市汐見台15番地の1 高窯運輸株式会社 須崎市押岡123番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地</p> <p>(5) 落札金額 12,210,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>12(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その3)(予定数量500トン) (処分 流5上流第13号のA-5、収集運搬 流5上流第12-01号のB-5)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1</p> <p>(3) 落札決定日 令和5年7月19日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目1番3号 株式会社カンボ 京都市伏見区羽束師古川町233番地</p> <p>(5) 落札金額 13,365,000円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和5年6月2日</p> <p>13(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その4)(予定数量500トン) (処分 流5上流第13号のA-6、収集運搬 流5上流第12-01号のB-6)</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p>
--	---

地

京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口1

- (3) 落札決定日
令和5年7月19日
- (4) 落札者の名称及び所在地
敦賀セメント株式会社
敦賀市泉2号6番地1
株式会社カンポ
京都市伏見区羽東師古川町233番地
- (5) 落札金額
14,657,500円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和5年6月2日

(流5上流第13号のA-7)

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 契約日
令和5年7月12日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
株式会社京都環境保全公社
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額
30,690,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号



京都府告示第489号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 特定役務の名称及び数量
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（乾燥））（予定数量2,600トン）
（流5洛南第13号のA-11）
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府流域下水道事務所総務課
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- (3) 契約日
令和5年7月12日
- (4) 契約の相手方の名称及び住所
株式会社京都環境保全公社
京都市伏見区横大路千両松町126番地
- (5) 契約金額
70,356,000円
- (6) 契約の方法
随意契約
- (7) 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号
- 2(1) 特定役務の名称及び数量
木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））（予定数量1,500トン）

公 告

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 調査を行った者の名称
福知山市
- (2) 調査を行った時期
平成29年4月3日から令和4年9月26日まで
- (3) 成果の名称
福知山市字裏ノ、字中ノ、字西、字寺、字内記及び字天田の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
福知山市字裏ノ、字中ノ、字西、字寺、字内記及び字天田の一部
- (5) 認証年月日
令和5年9月14日
（国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日）
- 2(1) 調査を行った者の名称
向日市
- (2) 調査を行った時期
令和元年6月18日から令和4年7月29日まで
- (3) 成果の名称
向日市寺戸町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
向日市寺戸町の一部

- (5) 認証年月日
令和5年9月14日
(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)
- 3(1) 調査を行った者の名称
向日市
- (2) 調査を行った時期
令和元年6月18日から令和4年7月29日まで
- (3) 成果の名称
向日市物集女町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
向日市物集女町の一部
- (5) 認証年月日
令和5年9月14日
(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)
- 4(1) 調査を行った者の名称
向日市
- (2) 調査を行った時期
令和元年6月18日から令和4年7月29日まで
- (3) 成果の名称
向日市物集女町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
向日市物集女町の一部
- (5) 認証年月日
令和5年9月14日
(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)
- 5(1) 調査を行った者の名称
向日市
- (2) 調査を行った時期
令和2年9月23日から令和4年7月29日まで
- (3) 成果の名称
向日市物集女町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
向日市物集女町の一部
- (5) 認証年月日
令和5年9月14日
(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)



建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 5. 9. 12	関口 良美	二級建築士	第3286号	第2号該当

正 誤

令和元年6月7日付け京都府公報第10号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
89	左	下から9	から令和3年12月31日まで	から